

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

## 公表日

令和8年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。  ①令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務 ②令和5年度価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務 ③令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金(こども加算)の支給事務 ④令和6年度長野市価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務 ⑤令和6年度住民税非課税世帯価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務 ⑥令和6年度長野県価格高騰特別対策支援金及びこども加算給付金の支給事務 ⑦令和7年度長野市住民税非課税世帯等くらし応援給付金の支給事務 ⑧令和7年度物価高対応子育て応援手当の支給事務
③システムの名称	・給付金システム ・住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号利用法第9条第1項 別表の135の項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条 (3)「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」)に指定
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉政策課【①～⑦】こども未来部子育て家庭福祉課【⑧】
②所属長の役職名	福祉政策課長【①～⑦】子育て家庭福祉課長【⑧】
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 文書情報管理課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保健福祉部 福祉政策課【①～⑦】 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5028 こども未来部子育て家庭福祉課【⑧】 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5031
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

## 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	---------------------	---

## 3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[      ]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	---------------------	---

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[      ]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	----------	---

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[      ]接続しない(入手) [      ]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ガイドラインを遵守し、業務のフロー化、マニュアル化、情報の共有、チェック体制の強化などに取り組むことで人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

9. 監査			
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査	[ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>		
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> ] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を利用した事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、端末の起動時には生体認証を必要としている。</li> <li>・システムの利用はパスワード認証を必要としている。</li> </ul>		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月12日	新様式対応				
令和7年9月12日	表紙	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和7年9月12日	I-1-①	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和7年9月12日	I-1-②	<p>電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯3万円を支給するもの。</p> <p>対象者の把握、申請書類の審査に必要な以下の事務手続きにおいて個人番号を取り扱うもの。</p> <p>1. 令和5年度住民税の課税権が他市区町村にある方について所得情報の照会</p> <p>2. 給付金の受取に公金受取口座を指定方した場合の口座情報の照会</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務</p>	事後	
令和7年9月12日	I-2	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に係る情報ファイル	特定公的給付に関するファイル	事後	
令和7年9月12日	I-4-②	(情報照会) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第121項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条	事後	
令和7年9月12日	I-7	総務部 総務課 文書情報管理室	総務部 総務課 文書情報管理課	事後	
令和7年9月12日	II-1	令和5年7月21日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和7年9月12日	II-2	令和5年7月21日時点	令和6年12月13日時点	事後	
令和8年1月5日	I-1-②	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p>	事前	
令和8年1月5日	II-1	令和6年12月13日時点	令和7年12月1日時点	事前	
令和8年1月5日	II-2	令和6年12月13日時点	令和7年12月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月23日	I—1—②	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務</li> <li>②令和5年度価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務</li> <li>③令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金(こども加算)の支給事務</li> <li>④令和6年度長野市価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務</li> <li>⑤令和6年度住民税非課税世帯価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務</li> <li>⑥令和6年度長野県価格高騰特別対策支援金及びこども加算給付金の支給事務</li> <li>⑦令和7年度長野市住民税非課税世帯等くらし応援給付金の支給事務</li> <li>⑧令和7年度物価高対応子育て応援手当の支給</li> </ul>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務</li> <li>②令和5年度価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務</li> <li>③令和5年度住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金(こども加算)の支給事務</li> <li>④令和6年度長野市価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務</li> <li>⑤令和6年度住民税非課税世帯価格高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給事務</li> <li>⑥令和6年度長野県価格高騰特別対策支援金及びこども加算給付金の支給事務</li> <li>⑦令和7年度長野市住民税非課税世帯等くらし応援給付金の支給事務</li> <li>⑧令和7年度物価高対応子育て応援手当の支給</li> </ul>	事前	
令和8年1月23日	I—1—3	<p>(1)番号法第9条第1項及び別表第一 第101の項</p> <p>(2)番号法別表第一主務省令 第74条</p> <p>(3)「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」)に指定</p>	<p>(1)番号利用法第9条第1項 別表の135の項</p> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条</p> <p>(3)「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」)に指定</p>	事前	
令和8年1月23日	I—1—4—②	・ 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条	事前	
令和8年1月23日	I—1—5—①	保健福祉部 福祉政策課	保健福祉部 福祉政策課【①～⑦】こども未来部子育て家庭福祉課【⑧】	事前	
令和8年1月23日	I—1—5—②	福祉政策課長	福祉政策課長【①～⑦】子育て家庭福祉課長【⑧】	事前	
令和8年1月23日	I—1—8	保健福祉部 福祉政策課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5028	保健福祉部 福祉政策課【①～⑦】 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5028 こども未来部子育て家庭福祉課【⑧】 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-5031	事前	